9．消費税等の会計処理
　消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
会計方針の変更
　運営費交付金収益の計上基準について、前事業年度まで改訂前の「独立行政法人会計基準」第81（注解60）に基づく業務達成基準及び期間進行基準を採用していたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、改訂後の第81（注解60、注解61）に基づく業務達成基準を採用している。
　なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を、その他、臨時に発生する計画外の発生費用について費用進行基準を採用している。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、経常利益、当期純利益はそれぞれ151,807,889円減少している。なお、行政サービス実施コストに与える影響はない。
注記事項
1．貸借対照表関係
　運営費交付金から充当されるべき役職員の賞与の見積額は89,542,817円である。
　運営費交付金から充当されるべき役職員の退職手当の見積額は923,463,224円である。
2．損益計算書関係
　ファイナンス・リース取引が損益に与える影響は軽微である。
3．キャッシュ・フロー計算書関係
⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
　手許現金及び要求払預金　1,012,707,773円
⑵　重要な非資金取引
　現物寄付による資産の取得
　工具器具備品　1,953,163円
　ソフトウェア　1,127,520円
　収蔵品　3,678,323円
4．行政サービス実施コスト関係
　引当外退職給付増加見積額には、出向職員10人分の見積額6,148,123円を含む。
5．金融商品関係
　保有している金融商品の重要性が乏しいため、注記を省略している。
6．賃貸等不動産関係
　当法人は、東京都その他の地域において、賃貸等不動産を保有しているが、賃貸等不動産の資産総額に占める割合に重要性が乏しいため、注記を省略している。
7．資産除去債務関係
⑴　資産除去債務の概要
　放射線障害防止法に基づく、工具器具備品の除去費用である。
⑵　資産除却債務の金額の算定方法
　負債計上した資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を6年と見積り、割引率は0.688％を使用している。
⑶　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
　期首残高　5,000,000円
　有形固定資産の取得に伴う増加額　一円
　時の経過による調整額　一円
　有形固定資産の除却に伴う減少額　一円
　期末残高　5,000,000円
8．不要財産に係る国庫納付等
　該当事項なし。
9．重要な債務負担行為
　該当事項なし。
10．重要な後発事象
　該当事項なし。

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

　道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

　平成30年３月９日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
　理事長　勢山　**廣**直

1．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
都道首都高速晴海線	東京都中央区晴海二丁目202番地先から東京都江東区有明一丁目７番５地先まで

2．指定する期日　平成30年３月10日
3．通行方法
　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。
①　走行位置の指定
　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。
②　後方警戒位置
　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③　道路情報の収集
　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。